

4. 事業所指定について(案)

総合事業における事業所の指定等について 1

ポイント

種別	指定に関すること
<u>平成27年3月末日までに介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けている事業者(みなし指定事業者)</u>	<ul style="list-style-type: none">・国基準相当のサービスのみ提供する場合は、指定申請及び事業費算定に係る体制等に関する届出の必要はありません(みなし指定がされています)。・市独自基準のサービスを提供する場合は、市に指定申請及び事業費算定に係る体制等に関する届出が必要です。
<u>平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けた事業者(みなし指定外既存事業者)</u>	<ul style="list-style-type: none">・国基準相当のサービスのみ提供する場合、市独自基準のサービスを提供する場合共に、市に指定申請及び事業費算定に係る体制等に関する届出が必要です。
<u>現在事業所介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けていない事業者(新規事業者)</u>	<ul style="list-style-type: none">・国基準相当のサービスのみ提供する場合、市独自基準のサービスを提供する場合共に、市に指定申請及び事業費算定に係る体制等に関する届出が必要です。
介護職員処遇改善加算の取り扱い	介護保険最新情報Vol.546(平成28年4月18日)中Q&Aを参照してください。緩和したサービスでの取り扱いは後日お知らせします。

総合事業における事業所の指定等について 2

総合事業に関する事業所指定は龍ヶ崎市が行います。

- ① 総合事業における事業所の新規指定申請, 更新申請, 変更届, 廃止届等の届出は龍ヶ崎市に対して行います。
- ② 平成29年4月から平成30年3月までは, 介護給付, 介護予防給付, 総合事業の3種類が並存することになりますので, 事業所の指定, 各種届出についてもそれぞれ行っていただくことになります。

提供するサービス		必要な事業所指定	指定権者
介護給付	訪問(通所)介護	指定訪問(通所)介護事業所	茨城県
	地域密着型通所介護	地域密着型通所介護事業所	龍ヶ崎市
介護予防給付	介護予防訪問(通所)介護	指定介護予防訪問(通所)介護事業所	茨城県
総合事業	国基準訪問(通所)サービス	総合事業における国基準訪問(通所)サービス事業所	龍ヶ崎市
	訪問型(通所型)サービスA(緩和された基準によるサービス)	総合事業における訪問(通所)サービスA事業所	龍ヶ崎市

総合事業における事業所の指定等について 3

総合事業に関する事業所指定は、龍ヶ崎市の被保険者及び龍ヶ崎市に住民登録がある住所地特例者に対して効力を有します。

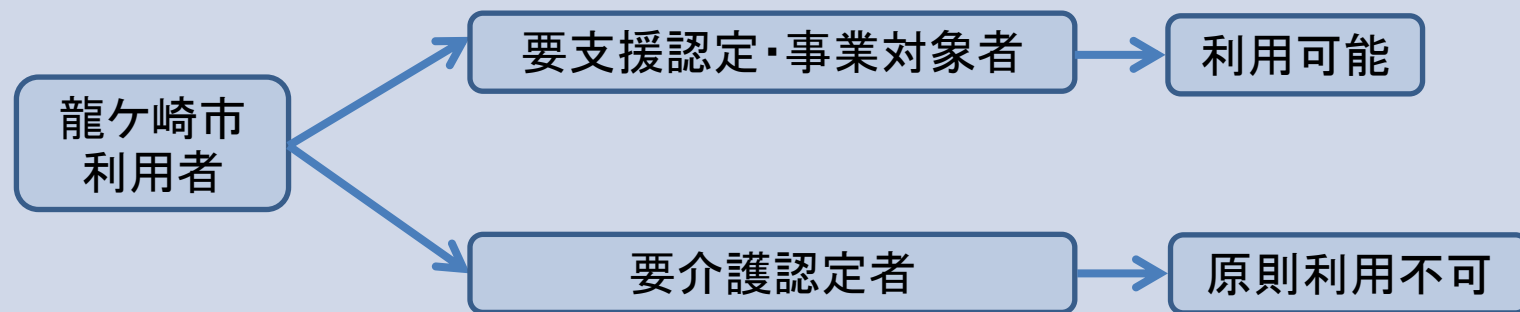
① 総合事業における指定権者は龍ヶ崎市になりますから、総合事業に関する事業所指定は龍ヶ崎市の被保険者及び龍ヶ崎市に住民登録がある住所地特例者に対して適用されます。

② 龍ヶ崎市に所在する事業所が、龍ヶ崎市以外の事業対象者(龍ヶ崎市に居住する住所地特例者を除く。)に対して総合事業のサービスを提供する場合、事業対象者の保険者であるそれぞれの市町村から事業所指定を受ける必要があります。更新・変更・廃止届等も同様の取り扱いになります。

総合事業サービスを提供する利用者の保険者	総合事業に関する事業所指定
龍ヶ崎市	龍ヶ崎市による総合事業訪問型(通所型)サービスの事業所指定
A市	A市による総合事業訪問型(通所型)サービスの事業所指定
B市	B市による総合事業訪問型(通所型)サービスの事業所指定
C町	C町による総合事業訪問型(通所型)サービスの事業所指定

総合事業における事業所の指定等について 4

市外の地域密着型通所介護事業所が龍ヶ崎市の総合事業に関する事業所指定を受けた場合



総合事業 利用者との契約・重要事項説明書等について 1

総合事業のサービス提供にあたっては、「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要になります。

① 総合事業のサービス提供にあたっては、「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要になります。

② 現在の介護予防訪問(通所)介護の提供に関する利用者との契約は、「介護予防訪問(通所)介護」に関する事項であり、平成29年4月の総合事業移行後、現行制度の経過措置の期限である、平成30年3月末までに順次契約をあらためていくことになります。

1 定款の記載について

① 平成30年3月31日までは、事業所では「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」と総合事業を併用し実施する可能性があるため、新規に双方のサービスを指定するためには2種類の記載が必要となります。

介護予防事業と総合事業の両方を定款に記載する場合の記載例

- ・「介護保険法に基づく介護予防訪問介護又は第1号訪問事業」(※)
- ・「介護保険法に基づく介護予防通所介護又は第1号通所事業」(※)

(※)緩和したサービスの実施の場合も含まれる。

② 定款中、「介護予防通所(訪問)介護」の記載があれば、そのまま「みなし指定」となるため、総合事業の指定申請書類として定款を求めることはありません。

ただし、みなし指定の有効期間以降は、事業者は市長が定める指定基準により指定の更新を受けなければならず、この更新までに定款への記載をしておく必要があります。

(注1) 平成27年4月以降、介護予防サービスの新規指定を受けた場合には、みなし指定の対象とはならないため、総合事業を実施するためには総合事業についての新規指定が必要。

(注2) 医療法人、社会福祉法人等はそれぞれを所管する部署へ確認が必要。

2 運営規程の記載について

① 変更届を提出する際には随時修正をしてください。(総合事業の更新申請書等を提出するまでには、運営規程を修正しておいてください。)

② 居宅サービス、介護予防サービスと一体で作成する場合の記載例

- ・「介護予防訪問介護」⇒「介護予防訪問介護又は介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業」
- ・「介護予防通所介護」⇒「介護予防通所介護又は介護予防通所介護に相当する第1号通所事業」

③ 緩和したサービスを実施する場合には、別指定(又は委託)となるが、運営規程を

①と一体で作成することは可能です。

- ・「介護予防訪問介護」⇒「介護予防訪問介護又は介護予防訪問介護に相当する第1号訪問事業 若しくは緩和した訪問サービス」
- ・「介護予防通所介護」⇒「介護予防通所介護又は介護予防通所介護に相当する第1号通所事業 若しくは緩和した通所サービス」

3 その他(地域密着型通所介護)

- ① 利用定員 18 人以下の通所介護事業所について、別段の申出に係る書類の提出がなければ、平成 28 年 4 月 1 日から地域密着型通所介護のみなし指定となります。
- ② 地域密着型通所介護のみなし指定の有効期間は施行日(平成 28 年 4 月 1 日)から効力を生じますが、その有効期間の満了日は改正前の通所介護の指定を受けた日から6年経過した日(更新日の前日)までとなるため、定款や運営規程の記載についても、更新時期までに変更をしておく必要があります。

総合事業への移行に伴い、一部文言の変更が必要となります。

- ① 介護予防訪問介護→(介護保険法に基づく)第1号訪問事業
介護予防通所介護→(介護保険法に基づく)第1号通所事業 等
- ② 利用料→利用するサービスにより、料金表の変更

総合事業への移行に伴う書類の整備が必要となります。

- ① 重要事項説明書及び運営規定は、総合事業への移行により提供するサービスが変わるため、変更が必要です。契約書についても同様に考えられます。
- ② ただし、重要事項説明書及び契約書はすべて取り直す必要はなく、変更点を記載した別紙文書をもってそれに代えることができるものと現在のところ考えています。

総合事業への移行タイミングと請求について 1

要支援認定 次期更新日 (開始日)	H29.4.1	H29.5.1	H29.6.1	H29.7.1	H29.8.1
更新手続き 期間	H29.1.30- H29.3.31	H29.3.1- H29.4.30	H29.4.1- H29.5.31	H29.5.1- H29.6.30	H29.6.1- H29.7.31
要支援認定 申請	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年2月より, 基本チェックリストを活用した 利用対象者の振り分けを開始(地域包括支援センターを主体として実施) ● 従来どおり認定申請を行うことも可能 				
介護予防 給付	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用した場合, 従来と同様の方法で請求 				
総合事業 請求 (サービスを利用した場合)	H29.4.1更新者	H29.5.1更新者	H29.6.1更新者	H29.7.1更新者	

総合事業を開始するための手続きについて

国基準訪問(通所)サービス

① 現在「みなし指定」の対象となっている事業所	指定申請は不要	<ul style="list-style-type: none">◆ 平成27年3月31日以前に介護予防訪問(通所)介護の指定を受け、「みなし指定」を辞退していない事業所◆ 平成30年4月1日以降, このサービスの実施を希望する場合は, 期限前に更新申請が必要◆ 【サービスコード:A1・A5】
② 「みなし指定」を受けていない事業所	指定申請が必要	<ul style="list-style-type: none">◆ 平成27年3月31日以前に介護予防訪問(通所)介護の指定を受けていない事業所◆ 「みなし指定」を辞退した事業所◆ 【サービスコード:A2・A6】

基準緩和型訪問(通所)サービス(訪問型サービスA・通所型サービスA)

① 実施を希望するすべての事業所	指定申請が必要	<ul style="list-style-type: none">◆ 「みなし指定」の有無によらない◆ 【サービスコード:A3・A7】
------------------	---------	---

指定の有効期限及び更新について 1

指定の有効期限及び更新について

介護保険事業所は6年ごとに指定の更新が必要です。

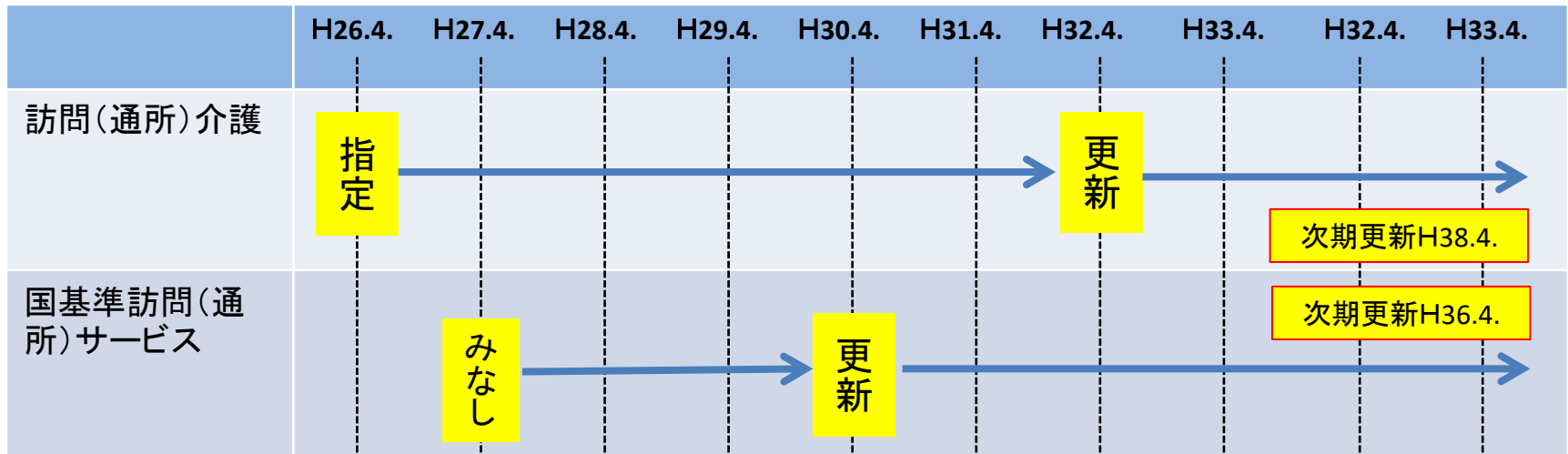
ただし、総合事業の国基準訪問(通所)サービス, 基準緩和型訪問型(通所型)サービスAについては、既に指定を受けている同種のサービスと一体的に事業を実施する場合に限り、指定有効期限を短縮し、一体的に事業を実施する同種の指定済サービスと同時に指定更新手続きができるよう、検討しています。

有効期限を短縮する場合のメリット・デメリット

メリット	デメリット
指定更新の手続きの回数を削減できる	総合事業初回更新のみ、有効期間満了前に更新手続きが必要

指定の有効期限及び更新について 2

【例1】 総合事業の有効期限を短縮しない場合



【例1】 総合事業の有効期限を短縮する場合

